

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成30年12月17日)

〔件 名〕

- 1 人形峠環境技術センターに係る環境保全協定について  
(環境立県推進課)・・・1
- 2 淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続等の状況について  
(循環型社会推進課)・・・別冊
- 3 「消費生活に関する県民意識調査」及び「消費者教育に関する教育機関への  
実態調査」の実施結果について  
(消費生活センター)・・・7
- 4 民間コンクリートブロック塀の安全対策の状況について  
(住まいまちづくり課)・・・9

生活環境部



# 人形峠環境技術センターに係る環境保全協定について

平成 30 年 12 月 17 日  
原子力安全対策課  
環境立県推進課

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）人形峠環境技術センターでは、今後、ウラン濃縮原型プラントの廃止措置やウランと環境研究プラットフォーム構想の本格実施が予定されていることから、鳥取県側として人形峠環境技術センター周辺の住民の健康を保護し、生活環境を保全するとともに良好な自然環境を確保することを目的として、県、三朝町及びJAEAの3者で環境保全協定を締結したいと考えています。

## 1 これまでの経緯

- 9 月 21 日 県から環境保全を目的とする協定の締結を申入れ
- 9 月 27 日 JAEAが環境保全協定を締結するため協議すると回答
- 11 月 8 日 県から立地自治体（岡山県）と同等の協定の早期締結を申入れ
- 12 月 11 日 JAEAから協定案の提示  
三朝町がJAEA案に合意

## 2 環境保全協定（案）の主な内容等（協定案については、別添 1、2 参照）

### (1) 概要

従来、昭和 55 年に当時の動燃人形峠事業所から鳥取県に出された文書に基づき、放射性物質の監視測定結果の提出、各年度の事業計画など平常時の定期報告、緊急時の通報のみ行われてきたが、今後は環境保全協定の締結により、これらに加えて施設の新増設計画の協議や現地確認などの対応等を明確な根拠に基づいて行うことができる。

### (2) 主な内容

#### ア 新増設計画等への対応（（注）甲：鳥取県、乙：三朝町、丙：JAEA）

第 5 条 丙は、施設の新増設を計画し、又はその計画を変更しようとするときは、甲及び乙に報告するものとする。

2 甲及び乙は前項に関し、意見のあるときは、丙に対して意見を述べるものとする。

3 丙は、前項の規定による意見があったときは、誠意をもって対応するものとする。

#### イ 現地確認

第 10 条 甲又は乙は、この協定の施行に必要な限度において、丙に報告を求め、又はその職員にセンターの現地確認をさせることができるものとする。

2 丙は、前項の現地確認に協力するものとする。

3 甲及び乙は、第 1 項に定める現地確認において意見のあるときは、丙に対して意見を述べるものとする。

4 丙は、前項の規定による意見があったときは、誠意をもって対応するものとする。

#### ウ その他

上記のほか、鳥取県及び三朝町が実施する地域の防災対策への積極的な協力、地域住民に損害を与えた場合の損害の補償などが盛り込まれている。

## 3 環境保全協定に関する三朝町の意見要旨

- ・このたびJAEAから提示のあった環境保全協定の案は、これまで信頼関係に基づき慣例により行われてきたセンターからのモニタリング結果、毎年度の事業計画及び新たな事業に関する報告、並びに施設の現地確認とそれらに対して意見が述べられることなどが明文化されたものと考えている。
- ・この協定という契約を結ぶことにより、将来センターで予定されている埋設実証試験等にも的確に対応でき、今後も三朝町民の安全と安心の確保を図ることができるものと考えており、この案で締結することに異議はない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺  
環境保全等に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）、三朝町（以下「乙」という。）及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「丙」という。）は、丙の人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）の事業に関し、センター周辺の住民の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、良好な自然環境を確保することを本旨として、次のとおり協定を締結する。

（関係法令の遵守等）

- 第1条 丙は、センターにおいて行う施設の建設及び施設の運営管理に当たっては、関係法令及び条例を遵守することはもとより、更に安全確保及び公害の防止並びに環境の保全に万全の措置を講ずるものとする。
- 2 丙は、施設の保安規定を遵守するほか、運転及び保守にあたる要員の教育、訓練を積極的に行う等施設の運営管理に万全を期するものとする。

（放射性物質の放出等）

- 第2条 丙は、施設から放出する放射性物質及びフッ素等について、丙が別に定める管理目標値により管理するものとする。また、その放出低減について最善の努力をするものとする。

（自然環境の保全）

- 第3条 丙は、地域の自然環境を保全するため、センター内の自然の保護、緑化等を積極的に進めるものとする。

（防災対策）

- 第4条 丙は、防災体制の充実強化を図るとともに、甲及び乙が実施する地域の防災対策に積極的に協力するものとする。

（新增設計画）

- 第5条 丙は、施設の新増設を計画し、又はその計画を変更しようとするときは、甲及び乙に報告するものとする。
- 2 甲及び乙は前項に関し、意見のあるときは、丙に対して意見を述べるができるものとする。
- 3 丙は、前項の規定による意見があったときは、誠意をもって対応するものとする。

（放射性物質等の監視体制の強化）

- 第6条 丙は、施設から放出する放射性物質及びフッ素等について、監視体制の充実強化を図るものとする。
- 2 甲及び丙は、それぞれ別に定める監視測定計画に基づいて監視測定を実施するものとする。
- 3 丙は、甲が実施する監視測定に協力するものとする。

- 4 丙は、第2項の規定により実施した監視測定の結果を甲及び乙に提出するものとする。
- 5 丙は、第2条に定める管理目標値を超える数値を測定したときは、その都度甲及び乙に連絡するとともに、その原因の調査等適切な措置を講ずるものとする。

(測定結果の公表)

第7条 甲及び丙は、前条第2項の規定により実施した監視測定の結果を公表するものとする。

(平常時の報告)

第8条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項について、別に定めるところにより報告するものとする。

- (1) 各年度の事業計画
- (2) 施設の運転状況
- (3) 施設の建設工事の進捗状況

(通報)

第9条 丙は、次の各号に掲げる事態が発生したときは、直ちに甲及び乙に通報するとともに、適切な措置を講じ、その状況を報告するものとする。

- (1) 法令に定める値を超えた被ばく又は環境への放出があったとき。
- (2) 施設に放射性物質及びフッ素の使用又は取扱いに支障を及ぼす故障があったとき。
- (3) 放射性物質及びフッ素の輸送中に事故があったとき。
- (4) 放射性物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (5) センター内で火災その他の災害等の緊急事態が発生したとき。

(現地確認等)

第10条 甲又は乙は、この協定の施行に必要な限度において、丙に報告を求め、又はその職員にセンターの現地確認をさせることができるものとする。

- 2 丙は、前項の現地確認に協力するものとする。
- 3 甲及び乙は、第1項に定める現地確認において意見のあるときは、丙に対して意見を述べるることができるものとする。
- 4 丙は、前項の規定による意見があったときは、誠意をもって対応するものとする。

(苦情等の処理)

第11条 丙は、施設の建設及び運営管理等に関して環境保全及び安全確保に係る苦情又は紛争が生じた場合は、誠意をもって適切な措置をとり、その解決にあたるものとする。

(損害の補償)

第12条 丙は、丙の事業に起因して、地域住民に損害を与えたときは、誠意をもってその損害を補償するものとする。

(覚書の締結)

第13条 この協定の施行にあたり必要があるときは、甲、乙及び丙は、別に協議の上、細目等に関し、覚書を締結するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項を変更しようとするとき若しくは解釈に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

附則

1 この協定は、センター内の施設（鉾山保安法（昭和24年法律第70号）適用施設を除く）を対象とする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県  
鳥取県知事 平井伸治

乙 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999-2  
三朝町  
三朝町長 松浦弘幸

丙 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 児玉敏雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺  
環境保全等に関する覚書

鳥取県（以下「甲」という。）、三朝町（以下「乙」という。）及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「丙」という。）は、平成 年 月 日に締結した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定書（以下「協定」という。）第 13 条の規定に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（新增設計画の範囲）

第 1 条 協定第 5 条に規定する「施設」は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）に基づく許認可を必要とするもの並びに地域の環境保全に密接な関係を有するものとし、軽易なものを除くものとする。

（測定計画及びその結果の提出等）

第 2 条 協定第 6 条第 2 項の規定に基づく監視測定計画については、甲及び丙が年度開始前までに定めるものとする。

- 2 協定第 6 条第 4 項の規定に基づき丙が甲及び乙に対してする測定結果の提出は、四半期毎の測定結果について、当該四半期終了後 1 月以内にするものとする。
- 3 協定第 6 条第 5 項に規定する「連絡」は、状況に応じ文書又は電話で行うものとする。

（報告）

第 3 条 協定第 8 条に規定する「報告」は、文書で行うものとし、その時期及び回数、次のとおりとする。

- (1) 各年度の事業計画については、当該年度当初に行うものとする。
- (2) 施設の運転状況及び施設の建設工事の進捗状況については、四半期毎に当該四半期終了後 1 月以内に行うものとする。

（通報）

第 4 条 協定第 9 条に規定する「通報」は、直ちに電話で行うものとし、事態の経過に応じ遅滞なく文書で行うものとする。

- 2 協定第 9 条第 1 項第 2 号に規定する「故障」は、軽易なものを除くものとする。

（現地確認等）

第 5 条 協定第 10 条の規定に基づき丙の施設に現地確認する者は、あらかじめ身分及び要件を明らかにするとともに、現地確認に際しては、安全確保のため丙の保安関係の規定及び指示に従うものとする。

（協議）

第 6 条 この覚書に定める事項を変更しようとするとき若しくは、解釈に疑義が生

じたとき又はこの覚書に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この覚書締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 鳥取県  
鳥取県知事 平 井 伸 治

乙 三朝町  
三朝町長 松 浦 弘 幸

丙 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 児 玉 敏 雄



# 「消費生活に関する県民意識調査」及び「消費者教育に関する教育機関への実態調査」 の実施結果について

平成30年12月17日  
消費生活センター

消費生活センターにおいて、今年度中に予定している鳥取県消費者教育推進計画（平成28年3月策定）の改定及び今後の消費者教育施策の検討に必要な基礎資料を得るために実施した標記調査の結果がまとまったので、その概要を報告する。

## 1 消費生活に関する県民意識調査

- (1) 調査対象 住民基本台帳から抽出した鳥取県内各市町村在住の20歳以上の男女3,000人
- (2) 調査方法 郵送調査
- (3) 調査期間 平成30年7月9日～8月8日
- (4) 回答状況

発送件数	有効回答件数	有効回答率
3,000件	1,181件	39.4%

### (5) 主な調査結果

#### ○消費相談窓口の認知状況（「相談したことがある」または「名前も業務内容も知っている」と回答があった割合）

県消費生活センター（以下「県センター」）：41.8%（対26年度比 +1.5p）

市町村消費生活相談窓口（以下「市町村窓口」）：35.0%（対26年度比 +2.3p）

→いずれも認知度が若干増加したが、依然として約6割の人が県センター及び市町村窓口の業務内容を認知していないため、相談窓口に関する継続的な周知（情報発信）が必要である。

#### ○消費者被害の経験の有無

「自分または家族が被害にあったことがある」：20.0%（対26年度比 +3.0p）

「自分または家族が被害にあいそうになったが、あわなかった」：28.1%（対26年度比 +2.9p）

→消費者被害（未遂を含む）の経験者が増加しており、被害防止のための注意喚起や啓発の強化が必要である。

#### ○消費者被害にあった際の相談先（複数回答ありの結果）

県センター：33.0%（対26年度比 +9.2p）

警察：30.1%（対26年度比 +5.1p）

市町村窓口：17.5%（対26年度比 +2.0p）

→各種啓発や消費者教育等を通じた相談窓口の周知による効果と推測されるが、更なる認知度の向上に向けて継続的な取組が必要である。

#### ○重要だと思う消費者教育を行う場（複数回答ありの結果）

家庭：72.0%（対26年度比 +0.3p）、小中学校：57.9%（対26年度比 +5.7p）、

高等学校：57.6%（対26年度比 +14.9p）、地域：31.3%（対26年度比 ▲7.2p）

→教育機関における消費者教育が重要であるとの認識が高まっており、引き続き教育機関における消費者教育実践の働きかけが必要である。

#### ○エシカル消費（思いやり消費）の認知度（新規質問）

「知っている」：9.0%、「言葉は知っているが、意味は知らなかった」：11.7%、「知らなかった」：78.5%

→エシカル消費（思いやり消費）の認知度はまだ低く、効果的な普及啓発に係る手段の検討が必要である。

## 2 消費者教育に関する教育機関への実態調査

- (1) 調査対象 県内に所在する幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の全数（432機関）
- (2) 調査方法 郵送調査

(3) 調査期間 平成30年7月12日～8月8日

(4) 回答状況

教育機関種別	発送件数	有効回答件数	有効回答率
幼稚園	15件	15件	100.0%
保育所	151件	117件	77.5%
認定こども園	41件	32件	78.0%
小学校	123件	104件	84.6%
中学校	58件	46件	79.3%
義務教育学校	3件	3件	100.0%
高等学校	32件	27件	84.4%
特別支援学校	9件	7件	77.8%
計	432件	351件	81.3%

(5) 主な調査結果

○消費者教育の実施状況(「行っている」と回答があった割合)

幼稚園・保育所・認定こども園(以下「幼稚園等」): 52.8%(対26年度比 +2.8p)

小学校: 87.7%(対26年度比 +5.1p)、中学校100%:(対26年度比 +9.4p)

高等学校: 92.6%(対26年度比 ▲0.7p)、特別支援学校: 100%(対26年度比 ±0p)

→実施割合が全体的に増加している。

○消費者教育を実施するに当たっての課題

全ての教育機関において、「他の優先課題があり、取り組めない」が最も割合が高かった。

→教育機関における消費者教育の実施を促すための方策の検討及び連携強化が必要である。

○消費者教育の推進に必要なこと

幼稚園等・中学校・高等学校: 「生徒(児童・幼児)向けの教材の作成・配布」が最も割合が高かった。

小学校・特別支援学校: 「実践事例の紹介」が最も割合が高かった。

→これまでに県が作成した教材等の活用の呼びかけや消費者教育実践事例の提供の強化が必要である。

3 今後の予定

11月29日(木)に第2回鳥取県消費者教育推進地域協議会を開催し、調査結果報告及び改定に係る重点項目の協議等を行ったところであり、今後は、当該協議会各委員からの意見を踏まえ、国の消費者教育基本方針、本県における現在の消費者教育推進計画の進捗状況に係る検証及びこのたびの調査結果等をもとに計画改定に係る素案を作成し、第3回消費者教育推進地域協議会の審議を経て、消費者教育推進計画の改定案をとりまとめる。

<改定素案の重点項目(案)>

- ・消費生活センターを中心とした体系的な消費者教育の推進
- ・教育機関における消費者教育の一層の推進
- ・高齢者・障がいのある人の消費者被害を防ぐ仕組みづくり

<今後のスケジュール>

- |          |                               |
|----------|-------------------------------|
| 平成30年12月 | 計画改定(素案)の作成                   |
| 平成31年1月  | パブリックコメントの実施<br>議会常任委員会報告     |
| 2月       | 第3回鳥取県消費者教育推進地域協議会の開催(改定案の協議) |
| 3月       | 計画改定                          |

## 民間コンクリートブロック塀の安全対策の状況について

平成30年12月17日  
住まいまちづくり課

平成30年6月18日に発生した大阪府北部地震によるコンクリートブロック塀倒壊事故を受けたブロック塀の撤去等に係る補助制度創設及び民間所有のコンクリートブロック塀の安全点検、安全対策の実施状況について報告する。

### 1 民間が所有するブロック塀の撤去等に対する補助制度の創設

危険性が確認された民間所有のブロック塀等を撤去、改修する補助する制度を創設し、平成30年10月22日付けで補助要綱を制定した。

#### <事業概要>

不特定の者が通行する道路に面し、危険と判断される民間所有のブロック塀等の撤去及びフェンス等への改修に係る工事費の一部を補助する。(市町村への間接補助)

#### <予算額>

平成30年度：10,000千円(200千円×200件×1/4)

※撤去のみと、撤去・改修の件数割合を1:1で算定すると補助金は1件あたり平均200千円と試算

#### <補助内容>

補助対象項目	ブロック塀の撤去 (不特定の者が通行する道路に面したものに限り)	フェンス、生垣への改修 (撤去したブロック塀の範囲に新設するものに限り)
補助率	2/3 (国1/3・県1/6・市町村1/6)	1/3 (国1/6・県1/12・市町村1/12)
補助単価 (m当たり)	9,000円/m	25,000円/m
補助限度額	15万円	10万円

※フェンス、生垣への改修は安全性を考慮して軽量のフェンス、生垣等への改修に限る。

### 2 各市町村における補助制度の創設と申込み状況

平成30年12月10日時点の実施状況は以下のとおりである。

市町村	制度創設	募集開始	募集枠	予算額 (千円)	申請 件数	申請額(千円)		相談 件数
						総額	県費	
鳥取市	○	11月1日	50	10,000	26	3,680	920	20
米子市	○	11月1日	50	10,000	43	5,352	1,338	250
倉吉市	○	12月1日	20	4,000	1	100	25	26
境港市	○	11月19日	30	6,000	10	1,424	356	65
岩美町	○	11月1日	5	1,000	3	284	71	5
若桜町	○	12月下旬	2	400	—	—	—	2
智頭町	○	12月17日	2	400	—	—	—	2
八頭町	○	12月下旬	2	400	—	—	—	2
三朝町	○	11月13日	5	1,000	1	200	50	3
湯梨浜町	○	10月31日	6	1,200	5	1000	250	7
琴浦町	○	12月1日	5	1,000	0	—	—	4
北栄町	○	11月1日	5	1,000	11	1,568	392	20
日吉津村	○	12月1日	4	800	0	0	0	7
大山町	○	12月3日	4	800	0	0	0	9
南部町	○	12月20日	4	800	—	—	—	2
伯耆町	○	12月1日	4	800	0	0	0	3
日南町	×	—	—	—	—	—	—	0
日野町	×	—	—	—	—	—	—	0
江府町	○	1月10日	2	400	—	—	—	1
合計			200	40,000	100	13,608	3,402	428

### 3 安全点検の実施状況、安全対策等

平成30年12月10日時点の状況は以下のとおりである。

区分	安全点検	安全対策
民間施設 県道、県管理国道沿いのもの (県土整備部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一次点検完了</li> <li>&lt;点検結果&gt;</li> <li>高さが2.2mを超えるもの：3箇所</li> <li>亀裂、損傷、傾斜のあるもの：91箇所</li> <li>上記が両方共あるもの：5箇所</li> <li>二次点検を完了</li> <li>&lt;点検結果&gt;</li> <li>実施箇所：99箇所</li> <li>(うち安全対策が必要なもの：44箇所)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県道等及び市町村道(通学路を含む)沿いで危険と判断したものは、道路管理者として通行者へ注意表示、必要に応じて応急措置(土嚢の設置等)を行う。</li> <li>県内特定行政庁は所有者に対して建築基準法に基づき安全対策を講じるよう指導するとともに補助制度の活用を促す。</li> </ul>
小中学校の通学路沿いのもの (市町村教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一次点検完了</li> <li>&lt;点検結果&gt;</li> <li>二次点検が必要なブロック塀 148校 2,346箇所</li> <li>二次点検実施中</li> <li>&lt;途中経過&gt;</li> <li>点検済み箇所：1,032箇所</li> <li>(うち安全対策が必要なもの：84箇所)</li> <li>二次点検が必要なブロック塀は、各市及び協力を申し出られた(一社)鳥取県建築士会による二次点検を行う(12月末を目処に完了予定)</li> </ul>	
上記以外のもの (市町村)	<ul style="list-style-type: none"> <li>12市町で市町道沿いのブロック塀の全数点検を完了(箇所数は集計中)</li> <li>その他の町村でも道路パトロール等に合わせて点検を実施するよう引き続き働きかけている</li> </ul>	

※ 一次点検の基準：施設管理者等により次の項目を点検。

①亀裂・損傷・傾斜の有無 ②塀の高さが2.2m以下の確認 ③控え壁の有無

二次点検の基準：設置基準の適合性(建築基準法に基づき各部寸法の計測、鉄筋の有無等)

劣化診断(欠損、ひび割れ、傾き等の計測)

### 4 ブロック塀の撤去・改修費の助成制度、安全点検及び転倒防止対策の周知


<安全点検、転倒防止策>

- ・テレビCMでブロック塀の安全点検の実施について呼びかけ(9月15日～9月24日)
- ・新聞紙面にブロック塀の安全点検の実施について掲載(8月18日付)
- ・県ホームページにおいてブロック塀の安全点検の実施、転倒防止対策を掲載

<撤去・改修費の助成>

- ・新聞紙面にブロック塀の撤去・改修費の助成制度について掲載(11月3日：日本海新聞、4日：朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、山陰中央新報)
- ・県ホームページにおいてブロック塀の撤去・改修費の助成制度を掲載

<日本海新聞記事 撤去・改修費の助成 11月3日付>



## 危険なブロック塀等の撤去・改修に 最大25万円の助成が受けられます！

6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震で、ブロック塀の倒壊により児童52人が亡くなりました。このような事故を防ぐため、鳥取県は17市町村と連携して、危険な塀の撤去や改修経費の一部を助成する「ブロック塀撤去・改修補助制度」を作りました。

**① ブロック塀等の撤去**

**対象** 不特定多数が通行する道路に面しており、危険と判断されるもの

※撤去は自己負担でコンクリートブロック塀、レンガ積みの壁などが対象です。また、塀の高さは1.7m以下とし、傾斜は10%以内とし、ひび割れ、欠損等の劣化が確認され、撤去が必要と判断されたものに限ります。

**補助額**

- ・撤去費用の3分の2
- ・9千円×撤去する塀の長さ(m)×3分の2
- ・限度額15万円
- ・上記のうち最も低い額

**② 軽量のフェンス・生け垣への改修**

**対象** 本補助金を活用して撤去するブロック塀の範囲に新設する軽量のフェンス・生け垣

※この制度とあわせて削減を奨励することがあります。

**補助額**

- ・改修費用の3分の1
- ・2万5千円×改修して設置するフェンス・生け垣の長さ(m)×3分の1
- ・限度額10万円
- ・上記のうち最も低い額

※この他にも、かかった工事費の一部を助成します。ただし、安全点検を建築士や専門工事で実施した場合は削減率や削減額が異なります。

**制度に関するご相談や補助金の申請は、お住まいの市町村役場で受け付けます。**

**塀の所有者は、まずは自己点検を行い、危険性がある場合や不安に感じることがあればご相談ください。**

お問い合わせ先  
総合窓口

県庁住まいまちづくり課  
電話 0857-28-7391 FAX 0857-26-8113

鳥取県

市町村役場窓口	電話番号
鳥取市 建築指導課	0857-20-3282
米子市 建築相談課	0859-23-5236
倉吉市 建築住宅課	0858-22-8175
境港市 建築管理課	0859-47-1062
岩美町 総務課	0857-73-1411
若桜町 総務課	0858-82-2211
智頭町 地域整備課	0858-75-4113
八雲町 総務課防災室	0858-76-0203
三朝町 総務課	0858-43-3500
湯梨浜町 建設水道課	0858-35-5312
琴浦町 建設課	0858-55-7805
北栄町 地域整備課	0858-37-3117
日吉津村 総務課	0859-27-5950
大山町 総務課	0859-54-5201
南郷町 総務課	0859-66-3112
伯耆町 総務課	0859-68-3111
江府町 建設課	0859-75-3306